

## 内部統制報告制度の見直しの主な内容(案)

### (1) 企業の創意工夫を活かした監査人の対応の確保

- 経営者が創意工夫した内部統制の評価方法等について、監査人の理解・尊重
- 中堅・中小上場企業に対する監査人の適切な「指導的機能」の発揮
- 内部統制監査と財務諸表監査の一層の一体的実施

### (2) 中堅・中小上場企業向けの簡素な内部統制の取組みの「事例集」の作成

- 中堅・中小企業向けを中心とした、運用ルールの簡素化・明確化のため、分かりやすい事例集の作成

### (3) 内部統制の柔軟な運用手法を確立するための見直し

- 企業において可能となる評価方法・手続等の簡素化・明確化  
(例) 毎年、各業務プロセスごとに行われている評価手続のローテーション化
- 「重要な欠陥」の判断基準等の明確化
- 中堅・中小上場企業に対する簡素化・明確化  
(例) 必ずしも、組織内における多段階で内部統制の評価を行わないことができること等を明確化

### (4) 「重要な欠陥」の用語の見直し

- 「重要な欠陥」の用語は、企業自体に「欠陥」があるとの誤解を招くおそれがあるとの指摘があり、「開示すべき重要な不備」又は「重要な要改善事項」と見直すことを検討

(3) 内部統制の柔軟な運用手法を確立するための見直し

○ 企業において可能となる評価方法・手続等の簡素化・明確化

対応項目	対応案
<p data-bbox="225 456 786 566"><b>全社的な内部統制の評価範囲の明確化</b></p> <p data-bbox="225 660 786 965">(注)全社的な内部統制は、財務報告に対する影響の重要性が僅少な事業拠点(5%)を除き、すべての事業拠点について評価することになっているが、僅少の判断において5%に縛られているとの指摘がある。</p>	<p data-bbox="812 456 1372 629"><b>評価対象外とできる「財務報告に対する影響の重要性が僅少である事業拠点」の明確化</b></p>
<p data-bbox="225 1005 786 1115"><b>全社的な内部統制の評価方法の簡素化</b></p> <p data-bbox="225 1209 786 1382">(注)企業ごとに適した評価項目を定めることになっており、実施基準において42項目が例示されている。</p>	<p data-bbox="812 1005 1372 1256"><b>前年度の評価が有効であり、かつ、重要な変更がない場合、前年度の内部統制の運用状況の評価結果の利用が可能である旨を追加</b></p>

対応項目	対応案
<p data-bbox="225 286 786 456">業務プロセスに係る内部統制の整備及び運用状況について、評価範囲の更なる絞り込み</p> <p data-bbox="225 555 786 1122">(注)全社的な内部統制の評価が良好であれば、一定の指標の一定割合(例えば、売上高の概ね 2/3 程度)を評価の対象とする重要な事業拠点として選定し、その上で、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目(売上、売掛金、棚卸資産)に至る業務プロセス(財務報告に対する影響の重要性が僅少なものを除く。)に評価対象を絞り込むことができる。</p>	<ul data-bbox="815 286 1375 1055" style="list-style-type: none"> <li>・ 前年度の評価が有効であり、重要な変更がない場合などに、事業拠点の評価範囲の絞り込みを容認(売上高の概ね3分の2を相当程度下回る場合があり得るとする)</li> <li>・ 評価範囲となった事業拠点のうち事業目的に大きく関わる勘定科目に至る業務プロセスで、評価対象外とできる影響の重要性が僅少である業務プロセスの明確化</li> </ul>
<p data-bbox="225 1169 786 1272">業務プロセスにおける評価の簡素化</p> <p data-bbox="225 1572 786 1742">(注)統制上の要点として識別された内部統制の整備状況及び運用状況の評価は、原則として、每期実施する必要がある。</p>	<ul data-bbox="815 1169 1375 1742" style="list-style-type: none"> <li>・ 前年度の整備状況の評価が有効であった場合に、影響の重要性等を勘案し、前年度の整備状況の評価の利用が可能であることを明確化</li> <li>・ 影響の重要性等を勘案し、運用状況の評価をローテーションにすることが可能であることを明確化</li> </ul>

対応項目	対応案
<p><b>サンプリングの合理化・簡素化</b></p> <p>(注)監査人は、一定の場合に、経営者が評価において選択したサンプルを自ら選択したサンプルの一部として利用できることになっている。</p>	<p>監査人が、経営者が行ったサンプリングのサンプル及びその評価結果について、一定の場合にその全部又は一部を自らのサンプルとして利用できること及び積極的に利用すべきことを明確化</p>
<p><b>IT業務処理統制の運用評価の簡素化</b></p> <p>(注)ITを利用した内部統制の評価については、原則として毎期実施する必要があるが、ITを利用して自動化された内部統制の場合、一定の場合には、経営者及び監査人は、過年度の評価結果を継続して利用することができることになっている。</p>	<p>重要な変更がない場合に、毎年の運用状況のテストを実施せず、ローテーションにより実施することが可能であることを明確化</p>
<p><b>持分法適用会社に係る評価・監査方法の明確化</b></p> <p>(注)持分法適用会社(議決権の20%以上50%未満を有している会社など)は、子会社のように支配権が及ばないことから、子会社と同様の評価を行えないことがあるが、適切な方法で評価を行う必要がある。</p>	<p>当該持分法適用会社の親会社から入手する一定の情報等をもって、評価・監査に利用可能であることを明示</p>

○ 「重要な欠陥」の判断基準等の明確化

対応項目	対応案
<p>「重要な欠陥」の判断基準の明確化</p> <p>(注) 重要な欠陥の量的な判断基準として、連結税引前利益の概ねその5%程度との例示がなされている。</p>	<p>金額的重要性について、過去の一定期間の利益の平均値等の使用や特殊要因の除外等が可能であることを明示</p>
<p>M&amp;A等により、新たにグループ会社に加わった会社に対する内部統制の評価・監査の方法等の明確化</p> <p>(注) 「やむを得ない事情」とは、期末日直前に他企業を買収又は合併したこと等により、通常要する期間内に基準に準拠した評価手続を実施することが困難と認められる事情とされている。</p>	<p>下半期に追加された子会社については、「やむを得ない事情」に該当する旨を内部統制報告書に記載した上で、整備及び運用状況の評価の対象としないことができることなどを明確化</p>

○ 中堅・中小上場企業に対する簡素化・明確化

対応項目	対応案
<p>業務プロセスの評価手続の合理化</p> <p>(注) 事業規模が小規模で比較的簡素な組織構造を有している企業等の場合には、その特性等に応じた工夫を行うことができることになっている。</p>	<p>小規模企業等においては、必ずしも、通期で、あるいは組織内における多段階（CEOLレベル、部長レベル、担当者レベル等）で、内部統制の評価を行わないことができること等を明確化</p>
<p>代替手続の容認</p>	<p>小規模企業等においては、監査人は、評価の一部として、内部統制の実施状況について、経営者が直接行った日常的モニタリングの結果や監査役が直接行った内部統制の検証結果（棚卸の立会の検討などの往査の結果をまとめた報告書等）を利用可能であること等を明確化</p>
<p>評価手続等に係る記録及び保存の簡素化・明確化</p> <p>(注) 記録は、企業の作成・使用している記録等を適宜利用し、必要に応じて補足を行うことで足りる。</p>	<p>小規模企業等において利用できる社内作成書類（引継書、受注メモなどの覚え書等）を例示するとともに、監査人も当該記録が利用可能であることを明確化</p>

#### (4) 「重要な欠陥」の用語の見直し

財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある内部統制上の不備を「重要な欠陥」と定義(内部統制府令・基準等)し開示を求めている。この「重要な欠陥」の用語については、制度上、基準上の用語として既に定着しているとの指摘もある一方で、企業自体に「欠陥」があるのではないかとの誤解を招くおそれがあるとの指摘があることから、内部統制の基準・実施基準、内閣府令を改正し、「重要な欠陥」を「開示すべき重要な不備」又は「重要な要改善事項」へ修正してはどうか。

対応項目	対応案
<p>総会で代表取締役が交代した場合の内部統制報告書の表紙の代表者名</p>	<p>報告書提出日現在の代表取締役を記載すべき旨を内部統制府令ガイドラインに追加</p>
<p>財務諸表監査報告書及び内部統制監査報告書(いわゆる統合監査報告書)の提出後、有価証券報告書のみ訂正報告書を提出(監査報告書を添付)する場合の内部統制に係る監査報告書の取扱いの明確化</p> <p>(注)内部統制府令において、財務諸表監査報告書と内部統制監査報告書は、やむを得ない場合を除き、合わせて作成することが求められている。</p>	<p>訂正内部統制報告書には、監査報告書を提出する必要がないことから、統合監査報告書を提出する必要がない旨を Q&amp;A 又は内部統制府令ガイドラインに追加</p>